

## 平成23年度第2回 佐世保市保健・医療・福祉審議会 議事要旨

- 1 日 時 : 平成24年 1月27日(金) 19:00~20:55
- 2 場 所 : 佐世保市中央保健福祉センター 8階講堂
- 3 出席委員 : 柴田会長、大野副会長、久保委員、七熊委員、蒲池委員、下田委員、山崎委員、川又委員、林孝委員、菊永委員(代理:鴨川副議長)、林満委員、本庄委員、古場委員、藤井委員、尾形委員、野村委員、金網委員(大島委員、金子委員、永尾委員、東委員は欠席)
- 4 事務局 : 赤瀬保健福祉部長、松尾福祉事務所長、内田保健所長、岩田次長兼保健福祉政策課長、帯田次長兼医療保険課長、小寺長寿社会課長、前田障がい福祉課長、山本健康づくり課長、永石子ども未来部長、森吉次長兼子ども政策課長、橋口子ども保健課長ほか
- 5 議 題 :
  - (1) 審議事項
    - (i) 次期「老人福祉計画・介護保険事業計画」(案)について
    - (ii) 次期「障がい者プラン・障がい福祉計画」(案)について
  - (2) 報告事項
    - (i) 「次世代育成支援佐世保市行動計画」の進捗状況について
    - (ii) 「第2次佐世保市食育推進計画」の策定について
    - (iii) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例(案)について

## 6 議事概要

### ◆開 会

赤瀬保健福祉部長からあいさつ。

### ◆議 題(委員からの質問・意見は○で表示、事務局からの説明は⇒で表示)

#### (1) 審議事項について

保健福祉政策課から、資料(保-1、保-2)に基づいて、「老人福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者プラン・障がい福祉計画」の策定に関する策定体制とスケジュールについて説明を行い、審議会と専門部会との関係、本日の会議の位置づけ等を再度確認した。

- ⇒ 前回7月、市から諮問を受けた計画策定に関し、審議会は専門部会を設置し審議を付託したこと。
- ⇒ 以降、専門部会において専門的立場から審議を行い、計画案を作成したこと。
- ⇒ 今回、専門部会での審議が終了したため、専門部会から経過と内容を審議会に説明すること。
- ⇒ 専門部会報告を踏まえ、審議会として、最終的な包括審議を行うこと。
- ⇒ 本日審議会の承認が得られれば、今月中に市の意思決定(戦略会議付議)を経て、2月にパブリックコメントを実施すること。
- ⇒ 3月中に市長決裁を経て策定を完了し、3月定例会市議会に報告予定であること。

(i) 次期「老人福祉計画・介護保険事業計画」(案)について

①高齢者専門部会報告

高齢者専門部会の石橋部会長が、専門部会報告書(長一報告書)に基づき、専門部会における審議経過を報告した。

②計画案の説明

計画案の内容について、事務局(長寿社会課)から資料(長一1)により説明を行った。

【委員からの質問・意見】

○ 特別養護老人ホームを2ヶ所整備するという計画だが、もう少し具体的内容を。  
⇒ 特別養護老人ホーム50床2ヶ所は、広域型を考えている。国の方針で新規の場合、多床室(従来型)ではなくユニット型が推奨されているため、今回はユニット型で50床2ヶ所を考えている。

また、整備区域は公募のうえ、市内のどの地域とは限定せずに行う予定である。

○ 地域を限定しないということは、全域の中から選考委員会などで決めていくのか。

⇒ 詳細は決定していないが、市の施策でもあり、公募により決めていくことになる。

○ 特別養護老人ホーム100床、特定施設100床と設定した背景は何か。また、特定施設は、どの期間で整備を予定しているのか。

⇒ 特別養護老人ホームの整備数については、県が集計した特別養護老人ホームの待機者数のうち重度の方の数を考えたもの、また、特定施設は、第4期計画での整備予定数を踏まえて算出している。整備は、第5期計画の3年間の中で予定しているということである。

(採決)

以上、委員の質問・意見を集約したのち、採決した結果、次期「老人福祉計画・介護保険事業計画」は承認された。

(ii) 次期「障がい者プラン・障がい者福祉計画」について

①障がい者専門部会報告

障がい者専門部会の堀之内部会長が、専門部会報告書(障一報告書)に基づき、専門部会における審議経過を報告した。

②計画案の説明

計画案の内容について、事務局(障がい福祉課)から資料(障一1)により説明を行った。

【委員からの質問・意見】

○ 今後の取り組みにおいて様々な広報手段を活用して啓発するとある。私自身、広報させばを見てみると、字が小さく見にくいと感じているが、障がいのある方への広報についてどう考えているか。

⇒ 広報誌の文字を大きくするという事は現在考えていない。また、視覚障がいの方に対する市広報は、CD録音したものを配付するなどの方法により行っている。

また、今回行った実態調査の結果では、広報誌がよい情報収集の機会になっているとの意見をかなり得ているので、広報に力を入れたいと考えている。

- 生活支援の中で住居支援の充実とあるが、住み慣れた地域で生活するにはそこで生活できる保証がなければアパートも借りられなくなる。公的保証人の充実をどう考えているか。
  - また、未払い家賃の債務を保証する公的家賃債務保証制度があるが、どの程度活用されているか。
  - 雇用・就業について、精神障がい者は適用訓練の期間が1年であり、期間が短いとの意見があるが、期間延長など考慮できないか。
  - さらに、教育に関し、うつや統合失調症は、中学生や高校生で発症するケースが多い。教師が症状に早く気付けば早期に医療に結び付けられる。教師の教育も必要と考えている。
- ⇒ 地域移行支援・地域定着支援のサービスが、24年度からの新たに開始されることになっており、その中で住居支援ができるのではと考えている。その他の意見・質問には別途、個別に回答する。

#### (採決)

以上、委員の質問・意見を集約したのち、採決した結果、次期「障がい者プラン・障がい者福祉計画」は承認された。

#### (2) 報告事項について

##### ①「次世代育成支援佐世保市行動計画」の進捗状況について

同計画の23年度の進捗状況について、資料(子-1)により事務局(子ども未来部)から説明。

##### 【委員からの質問・意見】

- 報道等で、3歳児健診を受けていなかった子どもたちが、虐待を受けていたりする話題を聴くが、佐世保市の場合どのように対応を行っているのか。
- ⇒ 3歳児健診未受診者に対しては、まず、2ヶ月後に郵送で受診勧奨を行っている。郵送でも連絡がない場合は、保育所や幼稚園での健診状況を確認している。また、在宅児童の場合は、こちらからの電話連絡または家庭訪問を行っているが、それでも面談ができない場合は、地区民生児童委員の方々の協力を得ながら連絡を取るよう努めている。なお、未受診の理由としては、①共働き(で時間の都合がつかなかった)、②(何らかの理由で)日程が合わなかったという順になっている。
- 長崎県の10代人口妊娠中絶が全国的に高いと聞いたことがある。何か対策を行っているのか。
- ⇒ 現在、佐世保市の思春期の性教育への対応は、幼児期は子ども保健課及び学校保健課、18歳以上は健康づくり課が行っている。

子ども保健課では、保育所や幼稚園、小中学校に出向き、「いのちのお話会」や「保護者の勉強会」を実施している。また、学校教育課はカリキュラムの中で、生徒や保護者に対して性に関する教育を行っている。健康づくり課では、高校生以上に対する講話を行っている。

長崎県の統計によると本市の中絶率は徐々に減少しているものの、全国・長崎県に比較する

と少し高い値を示している状況である。

② 『第2次佐世保市食育推進計画』の策定』及び『佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例（案）』について

事務局（健康づくり課）から、資料（健－1）に基づき平成23年11月に策定した食育推進計画及び資料（健－2）に基づき24年3月議会に提案予定の条例案について説明を行った。

【委員からの質問・意見】

（「第2次佐世保市食育推進計画」の策定について）

○ 食文化の継承について、正しい箸の持ち方ができる子どもの増加と書いてある。私自身、書道教室をしており、筆遣いのために箸で豆をつかむ作業させているが全くできない。以前であれば箸の持ち方を教育するのは親だったが、今は誰が教えると考えているか。

⇒ 今回の計画策定に当たり、基本理念に共食による食育の推進を掲げている。家族揃っての食卓であり、両親や兄弟が教育していくものと考えている。

○ 食育推進会議のメンバーであるが、アンケートによると正しく箸を持てる子どもの割合は、それほど低くなかったと思うがいかがか。

⇒ 資料8ページ、正しい箸の持ち方ができる子どもの増加によると、小2で31.6%、小5で47.7%、中学で52%という状況である。

○ 思っていたほど高くなかったが、食育は様々な要素が入っているので、躰の状況も同いながら、箸の持ち方も見ていきたい。

○ 朝食の欠食について、未就学0.2%だったが、実数は何人か。

⇒ 未就学児童（5歳児）2,279人がアンケート対象であり、そのうち4人が欠食ということである。

（佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例（案）について）

○ 昨年、日本歯科医師会の悲願であった歯科口腔保健法が施行された。これに先行し長崎県条例が施行されていたが、佐世保市でも市民の口の健康ひいては全身の健康のために条例を作ろうという市長の声かけがあり、健康づくり課を中心に条例案が作られた。条例案には、市や歯科保健を支える専門職などに対して様々な責務が定められている。

これまで歯に関する条例は、県レベルで22件、市町村で7件、条例化されているが、九州の市町村ではまだなく、佐世保が初めてとなる。

また、他県はすべて議員提案で作られている。今回、佐世保市は行政提案により行われるが、これは佐世保市が歯科保健に積極的に関わっている姿勢の表れだと感じている。この3月議会での成立をもって、会をあげて推進していきたい。

また、これまでの歯科保健推進協議会を格上げして、歯・口腔の健康づくり推進協議会を設置し、計画策定・実行・検証評価まで広く市民や専門家に参加してもらって様々な協議をしていく仕組みとなっている。実効性を持たせるために協議会を位置づけた条例は全国でも稀である。市条例は全国に誇れる内容となっており、関係者に感謝申しあげたい。

以 上